



平成16年（行ウ）第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 斎田友雄外18名

被告 群馬県知事外1名

証拠説明書（甲E号証）

2008（平成20）年2月29日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 福田 寿 男



ほか39名

番号	文書名	作成日	作成者	立証趣旨	備考
甲E 17	八ッ場ダムをめぐり環境アセスメントと関連調査の問題点に関する意見書	H20.2.1	花輪伸一	<p>①「八ッ場ダム環境影響評価書」（甲E2）（85年アセス書）は1972年6月の閣議了解にもとづき、建設省（当時）事務次官通知による「78年措置方針」と「78年技術指針案」にもとづいて実施されているが、通知の趣旨、指針案が要求する内容を満たしておらず、調査、影響予測・評価、保全対策ともに不十分であり、制度が始まったばかりという当時の状況を勘案しても環境アセスメントとしての要件を満たしていない事実</p> <p>②環境調査（2003-2005）は、自然環境や野生生物に関する追加、補足調査として意味があるが、影響予測の点では、ダム供用による下流域の重要種への予測手法の検討だけである事実</p> <p>③猛禽類調査（2004-2005）では、猛禽類の現況に関するデータの蓄積として意味があるが、ダム本体および関連事業による影響の予測には到っていない事実</p> <p>④八ッ場ダムは計画から55年、環境アセスメントから22年経過してもダム本体の着工には到</p>	写し

				ていないが、その間、社会経済的な状況が変化し、自然保護、野生生物保護に関する世論の高まり、環境アセスメント制度などの法整備の進展が見られるのであるから、85年アセスおよびその後の自然環境・野生生物調査の結果を再分析し、必要な追加調査を行い、現在の環境影響評価法および関連する省令、条例等にもとづく「環境影響評価書」として再調査、再構築し、ダムおよび関連事業の影響を科学的かつ適正に予測、評価すべきであること ⑤その他、原告の環境に関する主張全般	
甲 E 18	建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について	S53.7.1	建設事務次官	85年アセス書が準拠した建設省（当時）事務次官通知による「78年措置方針」の具体的内容	写し
甲 E 19	建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針における環境影響評価技術指針について	S53.7.1	建設事務次官	85年アセス書が準拠した建設省（当時）事務次官通知による「78年技術指針案」の具体的内容	写し
甲 E 20	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針について	S60.9.26	建設事務次官	本指針にはその趣旨として「建設省所管ダム事業に係わる環境影響評価が科学的かつ適正に行われるために必要な技術的事項について定めたものである」と明確に書かれていることから、78年技術指針案および本指針ともに、基本姿勢として科学的で適正な環境アセスメントの実施を目指していると見てよいこと	写し

以上